

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和2年（2020年）3月16日（諮問第206号）

答申日：令和2年（2020年）8月19日（答申情161号）

事案名：協業組合の決算報告資料の部分開示決定に関する件（第三者からの
審査請求事案）

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、協業組合の決算報告資料について、令和元年（2019年）12月9日に行った部分開示決定において開示とした部分のうち、別表3の「審議会が不開示と判断した部分」は不開示とすべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和元年（2019年）11月11日、開示請求者は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「協業組合〇〇〇の平成28年度、平成29年度、平成30年度の決算報告資料（財務資料）（例）貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書等」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和元年（2019年）11月19日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書には審査請求人に関する情報が記載されているとして、条例第15条第1項の規定に基づき、審査請求人に通知し、意見書提出の機会を与えた。
同月26日、審査請求人は、実施機関に対し、開示に反対する旨の意見書を提出した。
- 3 令和元年（2019年）12月9日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書「協業組合〇〇〇の平成28年度、平成29年度、平成30年度の決算報告資料（財務資料）」のうち、別表1の「不開示部分」については、条例第7条第2号又は同条第3号アの規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「原処分」という。）を行い、同日、開示請求者に行政文書部分開示決定通知書を送付するとともに、審査請求人に対し、行政文書の開示決定に係る通知書を送付した。
- 4 令和元年（2019年）12月20日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 5 令和元年（2019年）12月24日、実施機関は、行政不服審査法第25条第2項の規定に基づき、審査請求人に対する裁決の日まで原処分の

執行を停止した。

- 6 令和2年（2020年）3月16日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。
- 7 令和2年（2020年）3月16日、実施機関は審査請求人に対する弁明書において不開示部分を変更した。ただし、変更の処分は行っていない。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

原処分は、審査請求人の事業に関する情報であり、それが開示されることになれば、審査請求人の競争上の地位が脅かされることとなり正当な利益を害するおそれがある。

これらの情報は、委任関係者らに開示されれば、必要にして十分であり、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「組合法」という。）第40条もこれを前提として閲覧等の義務を課しているのである。

更に、熊本県が審査請求人の決算内容を開示することによって熊本県が適正な運営をなしていることを明らかにすることが出来るはずもないものである。

開示の目的である県民の県政に対する理解と信頼を深めることとの関連性も見出し得ないものである。

原処分によって、委任関係にない第三者に情報を開示しなければならぬ理由は存せず、かえって決算内容を開示することにより競争相手に情報を与えることとなり、競争上の地位を害するおそれもあるのである。

よって、条例第7条第3号の規定に違反しており、違法である。原処分により、審査請求人は、決算内容を委任関係者のみ開示すべき法的義務、つまり第三者に開示しなくてよい法的権利を侵害され、かつ開示により競争上の地位にある第三者に情報を与え正当な利益を害されるおそれがある。

以上の点から、原処分の取消しを求めるため本審査請求を提起した。

なお、意見書において、弁明書の内容についてはすべて認め、反論はないとしている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 協業組合について

協業組合は、中小企業の事業活動の協業を促進するために、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「組織に関する法律」という。）に基づき行政庁（熊本県知事）の認可を受けて設立される法人である。また、組合員の生産、販売その他事業活動について協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする法人である。

我が国経済に重要な役割を持っていることから税制上の優遇措置は設けられているが、法人税の軽減がないこと及び入札では一企業として競争に参加することから、私企業に近い法人である。

2 行政文書該当性について

開示請求の対象となる行政文書については、組織に関する法律第5の23第6項で準用する組合法第105条の2第1項で行政庁に毎事業年度提出が義務付けられている組合の決算関係書類であり、条例第2条第2項に「行政文書」として定義する実施機関の職員が職務上取得した文書に該当する。

3 条例第7条第2号及び第3号の該当性の判断について

協業組合の貸借対照表及び損益計算書を含む決算関係書類については、組織に関する法律第5条の23で準用する組合法第40条の規定により、「組合は、各事業年度に係る財産目録、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない」（第1項）とされ、「理事は、監事の意見を記載した書面（中略）を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、その承認を受けなければならない」（第8項）とされている。また、組合員及び組合の債権者は、組合に対して、決算関係書類や事業報告書及び議事録の閲覧等を当該組合に対して請求できることとされている（第40条第12項、第53条の4第4項）。同規定は、組合員等の利益の保護のため、組合が自ら行わなければならない決算関係書類等の開示について定めたものであり、実施機関において提出を受けた決算関係書類等を条例に基づいて開示することを禁ずるものではないと解される。情報公開条例等に基づく情報公開は、条例の規定及び趣旨に照らして判断しており、同法において閲覧等の請求者が限定されているからといって条例による開示又は不開示の判断が影響を受けるものではない。

したがって、決算関係書類等の開示については、当該文書に含まれる情報の条例第7条第2号及び第3号で規定する除外規定への該当性について個別に判断し、不開示部分を除き一部開示とした。

4 一部開示決定内容の変更について

(1) 条例第7条第3号アに該当する部分

条例第7条第3号アで、法人等に関する情報のうち除外規定として、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。熊本県情報公開条例解釈運用基準では、「正当な利益」について、①法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの、②経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるものが例示として挙げられている。

原処分においては、財産目録、利益剰余金処分案、貸借対照表、損益計算書について、大会社以外の会社及び大規模法人以外の一般社団・財団法人に義務付けられている貸借対照表の要旨に記載されている資産の部及び負債の部の大科目、及び当期利益剰余金に相当する情報については、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報ではあるものの、これらの情報を開示しても、当該法人の競争上の地位や事業活動が損なわれるとまでは認められないと判断し、不開示情報に含めていない。しかしながら、上記の運用基準に照らして再検証した結果、当該情報を開示することにより、間接的に財務上の重要な情報が推測判断され、結果的に当該法人の競争上の地位を害するおそれがあると判断されることから、中小企業等協同組合法施行規則（以下「組合法施行規則」という。）に規定されている項目名以外は不開示情報に追加することとした。また、事業報告書及び通常総会議事録においては、上記により不開示とした情報に加え、当該法人の事業活動や販売上、労務管理上の内部管理に属する情報のうち、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあると判断される部分について、不開示情報に加えることとした。

(2) 条例第7条第2号に該当する部分

代表理事の氏名については、組織に関する法律第5条の2第3第5項で準用する組合法第84条第2号において登記事項として規定されており、条例第7条第2号ただし書アに規定する「法令等の規定により」公にされている情報であり、不開示情報に加えることはできないが、代表理事以外の理事及び監事の氏名については、登記簿の記載が義務付けられておらず、公にすることにより特定の個人が識別される情報に該当するため、不開示情報に加えることとした。

変更後の不開示部分は、別表2のとおり。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、

原処分 of 妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 協業組合について

協業組合は、その組合員の生産、販売その他事業活動について協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする法人で、行政庁の認可を受けて設立される法人である。また、我が国経済に重要な役割を持っていることから税制上の優遇措置が設けられており、一定の公益性が認められるが、法人税率の軽減など協同組合ほどの優遇措置はなく、実施機関が述べたとおり、株式会社に近い性格をもつ法人であると解される。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、組合法第105条の2第1項の規定により、決算報告書を提出するに当たり、平成28年度から平成30年度までの間に審査請求人から実施機関に提出された書面3件である。前年度の事業報告書、財産目録、剰余金処分案、貸借対照表、損益計算書、監査報告書及び総会議事録が添付されている。

条例第2条第2項では、行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされており、この規定により開示請求の対象となる範囲が明らかになっている。

本件行政文書は、組合法第105条の2で提出が義務付けられている決算関係書類等で、組合の運営が適正に行われていることを確認する資料等として利用されており、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものということができる。

よって、本件対象文書は、上記の行政文書該当性の要件を満たしていることから、行政文書に該当する。

また、組合法第40条第12項の規定は、債権者等の利益の保護のため、組合が自ら行わなければならない決算報告書の開示について定めたものであり、実施機関において組合から提出を受けた決算報告書を条例に基づいて公開することを禁じるものではないと解されるから、この点について、弁明書においての実施機関の主張は妥当であり、本件行政文書は開示請求の対象となる。

3 審議の対象について

実施機関は、条例第7条第2号又は第3号アに該当するとして、本件行政文書の一部を不開示とする原処分を行った。審査請求人が原処分の取消しを求めて本件審査請求を行った後、実施機関は弁明書において不開示部分を追加することとしたが、原処分からの変更の処分は行わず、原処分について当審議会に諮問を行った。

したがって、当審議会では原処分における開示妥当性について判断する

ことになる。

4 審議会の判断理由

(1) 原処分の妥当性について

本件行政文書について、実施機関が不開示としている情報は別表1「不開示部分」のとおりであり、実施機関は条例第7条第2号又は同条第3号アに該当するとして不開示としている。審査請求人は上記不開示部分を除く部分（以下「本件係争部分」という。）は、開示することで、審査請求人の競争上の地位が脅かされ、正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当する情報と主張している。また、実施機関は弁明書において本件係争部分に条例第7条第2号又は同条第3号アに該当する情報があったと主張している。

そこで、条例第7条第2号及び同条第3号アを基準に、本件係争部分の開示妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 同号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ (略)

ウ (略)

イ 同号は個人の権利利益の十分な保護を図るため、前段において、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報については、原則として不開示とすることを定める（個人識別型）とともに、後段において、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報についても、同様に不開示とすることを定めている。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も不開示情報に含まれることになるおそれがあることから、ただし書において、公知の情報等個人に関する情報であっても不開示情報から除かれるべき情報を例外的に開示することとしたものと解される。（条例解釈運用基準を参照）

ウ 上記の解釈運用を踏まえ検討すると、下記の情報については、

個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報に該当するため不開示とすべきである。

(ア) 代表理事以外の理事及び監事の氏名（別表3項目③⑬⑳）

特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。また、組合法第84条第2項の規定によれば、組合の代表理事の氏名及び住所は登記事項とされているが、代表理事以外の理事及び監事の氏名は登記事項とされておらず、同号ただし書アに該当するものとは認められない。

したがって、不開示とすることが妥当である。

なお、辞任した役員の前代表理事の氏名等の情報については、閉鎖事項証明書から一般に誰もが閲覧できる情報であるため不開示とすべき理由はない。

(イ) 兼業役員の状況（会社名と役職名）欄の記載内容（別表3項目④）

特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。また、登記簿等においても公にされていないため、同号ただし書アに該当するとは認められない。

したがって、不開示とすることが妥当である。

(3) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 同号は、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（中略）を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ（略）

イ 同号アは、法人その他の団体に関する情報は、原則として開示するが、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。なお、ここでいう「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等の運営上の地位を広く含むものである。「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。（条例解釈運用基準を参照）

ウ 上記の解釈運用を踏まえ検討すると、下記の情報については、組合の経営方針、組織及び内部管理等に属する情報であり、公にすることにより協業組合の競争上の地位を害するおそれがあると認められるものであるため不開示とすべきである。

(ア) 概況の本文（別表 3 項目①）

具体的な数値を挙げて業務結果や取引先が記載されていることが認められ、当該情報は広く一般に公にされている情報とは認められない。これらを公にすることにより、例えば同業他社がこれを知ることになり、これに応じた対抗策を講じるなど、法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示とすべきである。

(イ) 事業収益合計金額、当期純利益金額（別表 3 項目②）、財産目録の内訳の項目名、金額、注記部分（別表 3 項目⑧⑨⑩）、剰余金処分案の一部の項目名、出資配当金の割合、金額（別表 3 項目⑪⑫⑬）、貸借対照表の内訳の項目名、金額（別表 3 項目⑭⑮）、損益計算書の項目名、金額（別表 3 項目⑯⑰）

協業組合は、上記 1 で述べたとおり、株式会社に近い性格をもつ法人であることから、株式会社と同程度の情報については開示すべきであり、株式会社が会社法（平成 17 年法律第 86 号。）で公告することが義務付けられている貸借対照表の要旨部分及び要旨部分から分かる情報について開示とした原処分の判断は妥当である。しかし、その他の情報については、株式会社においても不開示情報であり、開示した場合、当該組合の資本関係や経営状況が明らかになり、同業他社との競争関係において不利になるなど法人の正当な利益を害するおそれがあるため不開示とすべきである。

(ウ) 職員の状況の表中、当期末職員数及び増減職員数（別表 3 項目⑤）

公にすることで、組合の経営に関わる情報が明らかとなり、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため不開示とすべきである。

(エ) 組織図の中の理事の担当部門の名称（別表 3 項目⑥）

組合が自らの組織をどのようなものにするかは、経営方針や経営上の戦略と深く結びついたものであり、一般に公にされているような情報ではなく、これを公にすると同業他社との競争関係において不利になるなど、組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とすべきである。

(オ) 重要な子会社の状況の表中の記載内容（別表 3 項目⑦）

公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると

は認められず、これを公にすることにより、組合及び子会社の経営に関わる情報が明らかとなり、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、不開示とすべきである。

(カ) 監査結果の意見の記載内容（別表 3 項目⑱）

組合の財務状況や会計処理状況に関する情報及びそれに対する評価が記載されており、これらの情報は公にされておらず、これを公にすると、同業他社との競争関係において不利になるなど、組合の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とすべきである。

(キ) 総会議事録の議案の件名、議事の記載内容（別表 3 項目⑳⑳）

議決事項とされている事項が総会においてどのように扱われたのかという経営戦略等が推測される情報であり、公にすると組合の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示とすべきである。

エ なお、ウ（ア）～（キ）に記載した情報以外の情報については、組合法施行規則に記載されている情報や具体的な内容を伴わず、公にしても、組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないため、開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上により、冒頭の「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議の経過

次のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和 2 年（2020 年）3 月 1 6 日	・ 諮問（第 206 号）
令和 2 年（2020 年）3 月 2 5 日	・ 審議
令和 2 年（2020 年）5 月 2 8 日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和 2 年（2020 年）6 月 2 6 日	・ 審議
令和 2 年（2020 年）7 月 2 2 日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 徳永 達哉
 委 員 井寺 美穂
 委 員 金澤 裕子
 委 員 詫間 幸江

別表 1

特定した文書	不開示部分	根拠条項	不開示理由
かがみ文	組合の代表者の印影	第7条第3号 ア	法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
事業報告書	—	—	—
財産目録	資産の部及び負債の部については大科目以外の項目及びそれに対応する金額、純資産の部については利益剰余金を区分した項目名	第7条第3号 ア	法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
剰余金処分案	—	—	—
貸借対照表	資産の部及び負債の部については大科目以外の項目及びそれに対応する金額、純資産の部については利益剰余金を区分した項目名	第7条第3号 ア	法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
損益計算書	当期純利益以外の項目に対応する金額	第7条第3号 ア	法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
総会議事録	組合の代表者の印影	第7条第3号 ア	法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	理事監事の印影	第7条第2号	公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため
	役員報酬の金額、借入限度額、他の法人と結んだ契約の金額	第7条第3号 ア	法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

	個人の名称(役員を除く)	第7条第2号	公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため
--	--------------	--------	--------------------------------

別表 2

特定した文書	不開示部分	根拠条項	不開示理由
かがみ文	組合の代表者の印影、提出書類の表示の一部	第7条第3号 ア	競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
事業報告書	代表理事以外の理事及び監事の氏名及び辞任した役員の氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
	I 事業活動の概況に関する事項 1 概況、2 増資及び資金の借入その他の資金調達の状況、3 設備の状況、4 業務提携等重要事項の概要、以上の項目における記載内容、5 直前3事業年度の財産及び損益の状況(当年度は含まない)に表示されている表のうち、資産合計、純資産合計を除く項目名、前期、前々期、前々々期の金額の部分 6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項の記載内容 II 運営組織の状況に関する事項 3 役員に関する事項の(1)表の担当欄の記載内容、(3)表の地位、退任月日・退任事由欄の記載内容 4 職員の状況及び業務運営組織図における(1)職員の状況の表中、当期末職員数及び増減職員数、(2)組織図の中の理事の担当部門の名称、(3)組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要の表中、組合の名称、組織の目的と活動(事業)内容の記載内容 6 重要な子会社(子法人、関連会社)の状況の表中の記載内容 7 組合の運営組織の状況に関	第7条第3号 ア	競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

	<p>する重要な事項の記載内容 Ⅲの項目及び内容</p>		
財産目録	<p>表題、決算年月日、組合名、単位、各部を区分する項目名以外の項目及び金額及び注記の記載内容</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
剰余金処分案 又は 損失処理案	<p>事業期間及び組合名以外の記載内容</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
貸借対照表	<p>表題、決算年月日、組合名及び各部を区分する項目名以外の項目及び金額(出資金に関する部分を除く)</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
損益計算書	<p>表題、事業年度期間、組合名、各部を区分する項目名以外の項目及び金額</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
総会議事録	<p>代表理事以外の理事及び監事の氏名、印影及び個人の氏名</p>	<p>第7条第2号</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため</p>
	<p>【平成28年度及び平成29年度】 第1号、第2号、第4号、第5号、第6号議案の記載内容、第3号議案の件名の一部及び記載内容、上記以外の議案に関する全部</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
	<p>【平成30年度】 第1号、第2号、第4号、第5号、第7号議案の記載内容、第3号議案の議案名の一部及び記載内容、上記以外の議案に関する全部</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
	<p>監査報告書のうち、監査対象書類の一部名称、監査結果の意見の記載内容</p>	<p>第7条第3号 ア</p>	<p>競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>

別表 3

特定した文書	項目	審議会が不開示と判断した部分	不開示の根拠規定
事業報告書	①	【Ⅰ 事業活動の概況に関する事項】 1 概況の本文	第7条第3号ア
	②	5 前期、前々期、前々々期の金額の部分(事業収益合計、当期純利益金額)	第7条第3号ア
	③	【Ⅱ 運営組織の状況に関する事項】 3 代表理事以外の理事及び監事の氏名	第7条第2号
	④	3(2) 兼業役員の状況(会社名と役職名)欄の記載内容	第7条第2号
	⑤	4(1) 職員の状況の表中、当期末職員数及び増減職員数	第7条第3号ア
	⑥	4(2) 組織図の中の理事の担当部門の名称	第7条第3号ア
	⑦	6 重要な子会社(子法人、関連会社)の状況の表中の記載内容	第7条第3号ア
財産目録	⑧	内訳の項目名	第7条第3号ア
	⑨	内訳の金額	第7条第3号ア
	⑩	注記の記載内容	第7条第3号ア
剰余金処分案	⑪	一部の項目名(組合法施行規則に記載がない項目)	第7条第3号ア
	⑫	出資配当金の割合	第7条第3号ア
	⑬	金額	第7条第3号ア
貸借対照表	⑭	内訳の項目名	第7条第3号ア
	⑮	内訳の金額	第7条第3号ア
損益計算書	⑯	項目名	第7条第3号ア
	⑰	金額	第7条第3号ア
監査報告書	⑱	監事の氏名	第7条第2号
	⑲	監査結果の意見の記載内容	第7条第3号ア
通常総会議事録	⑳	代表理事以外の理事及び監事の氏名、個人の氏名	第7条第2号
	㉑	議案の件名	第7条第3号ア
	㉒	議事の記載内容	第7条第3号ア